

3 副 業

複数就業者の休業補償給付、非災害事業場の賃金額も合算して給付額を決定——労災保険部会

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会（部会長：荒木尚志・東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、昨年12月23日、複数就業者の休業補償給付について、非災害発生事業場の賃金額を合算して給付額を決定することを盛り込んだ「複数就業者に係る労災保険給付等について（報告）」を了承した。

厚生労働省では、今通常国会に「雇用保険法等の一部を改正する法律案（労災保険法及び労働保険徴収法改正関係）を提出する。

給付額、非災害事業場の賃金額も合算

報告では、複数就業者が被災した場合の給付額の見直しを提言した。具体的には、被災労働者の稼働能力や遺族の被扶養利益の喪失の填補を図る観点から、複数就業者の休業補償給付等について、非災害発生事業場の賃金額も合算したうえで給付額を決定することが適当としている。この場合、非災害発生事業場の事業主は、現行どおり労働基準法に基づく災害補償責任を負わない、としている。

これにより、例えば、現行制度では就業先A（賃金20万円／月）と就業先B（賃金15万円／月）で兼業していた労働者が、就業先Bで事故に遭い（Bに災害補償責任あり）、就業者がA・Bともに休業した場合、就業先Aは労災保険給付の算定基礎とならず、就業先Bの月額15万円を算定基礎として補償がなされているが、今回の見直しにより、就業先Bで事故に遭っても、就業先A・Bを合算した月額35万円を算定

基礎として補償がなされることになる。

報告は、保険料負担についても整理した。災害発生事業場の属する業種の保険料率の算定では、現行と同様、災害発生事業場の賃金に基づく保険給付額のみを、災害発生事業場の属する業種の保険料率及び当該事業場のメリット収支率の算定の基礎とする。

一方、非災害発生事業場の属する業種の保険料率の算定では、非災害発生事業場の賃金に基づく保険給付額について、非災害発生事業場の属する業種の保険料率及び当該事業場のメリット収支率の算定の基礎とはしないことが適当とした。また、非災害発生事業場での賃金を基礎とした保険給付分については、全業種一律の負担とすることが適当としている。

通勤災害についても、通勤は労務の提供と密接な関連をもった行為であり、業務災害に準じて保護すべきものであるため複数就業先の賃金を合算した上で給付額を算定することが適当とした。

複数就業先負荷を総合評価

報告は、複数就業者の認定の基礎となる負荷に関して、複数就業者については、それぞれの就業先の負荷のみでは業務と疾病等との間に因果関係が認められない（いずれの就業先も労働基準法上の災害補償責任がない）ものの、複数就業先での業務上の負荷を総合して評価することにより、疾病等との間に因果関係が認められる場合、新たに労災保険給付を行うことが適当とした。

労災認定についても、現行の認定基準の枠組みにより対応することが適当とした。保険料負担については、通勤

災害と同様に、全業種一律とすることが適当であり、また、いずれの事業場のメリット収支率の算定基礎とはしないこと、としている。

例えば、現行制度では、就業先Aで週40時間（月160時間）、就業先Bで週25時間（月100時間）の業務に従事した労働者が、脳・心臓疾患を発症した場合、業務上の負荷を就業先ごとに判断していた。脳・心臓疾患の認定基準では、発症前1カ月におおむね100時間を超える時間外労働が認められる場合、業務と発症との関連性が強いと評価されるが、就業先ごとに見た場合、就業先A・Bいずれも法定労働時間（週40時間）の4週分におさまらず、いずれも残業時間はゼロになる。これが今回の見直しにより、業務上の負荷を就業先ごとに判断して労災認定されない場合でも、全就業先の業務上の負荷を総合して判断することになる。

特別加入制度の制度運用見直しを

なお、報告では、複数就業者とは、①同時期に複数の就業先と労働契約関係にある者、②一つ以上の事業と労働契約関係にあり、かつ他の就業についても特別加入している者、③複数就業について特別加入している者が考えられる、などとしている。

報告は、中小事業主や一人親方などの特別加入制度について、複数就業者の増加やIT関係の仕事の創設などの社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について適切かつ現代に合った制度運用見直しを行う必要がある、としている。

（調査部）